

皆さんのご意見をお聞かせください

市民意見公募手続き(パブリック・コメント)を実施します

現在策定中の計画や条例について、素案に対する意見や提案を募集します。
意見や提案のあるかたは、次の内容に沿って提出してください。

◆ 意見を募集する計画

- ①第2期福津市障がい者計画(素案)
- ②第4期福津市障がい福祉計画(素案)
- ③福津市子ども・子育て支援事業計画(素案)
- ④福津市第7期高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案)
- ⑤福津市屋外広告物条例(素案)

◆ 素案の公開、意見募集期間

2月1日(日)～3月2日(月) ※郵送の場合は3月2日(月)までの消印有効

◆ 意見を提出できる人

市に在住、在勤、在学している人や団体など

◆ 素案の閲覧方法と場所

6ページの閲覧場所に素案の概要をまとめた資料を配置しています。
また、市公式ホームページ(<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>)や担当課でもご覧いただけます。

◆ 意見提出の方法

意見は必ず紙に書く(書式は自由)か、メールなどの記録に残る方法で、意見がある計画・条例名、住所、氏名(団体の場合は団体名と代表者名)を明記して提出してください。
なお、市公式ホームページに意見提出用の入力フォームを用意していますので、ご利用ください。

- 提出箱へ提出する場合** 6ページの閲覧場所に設置している提出箱へ入れてください
市役所へ持参する場合 市広報秘書課(福間庁舎)もしくは各担当課まで持参してください
郵送で提出する場合 〒811-3293(住所不要) 福津市広報秘書課宛てに郵送してください
メールで送信する場合 info@city.fukutsu.lg.jpへ送信してください
ファクスで送信する場合 0940・43・3168へ送信してください

◆ 問い合わせ

【市民意見公募手続きの内容について】
市広報秘書課(福間庁舎) ☎0940・43・8113

- 【素案の内容について】**
- ①と②の計画は市福祉課(福間庁舎) ☎0940・43・8189
 - ③の計画は市子ども課(福間庁舎) ☎0940・43・8124
 - ④の計画は市高齢者サービス課(福間庁舎) ☎0940・43・8191
 - ⑤の条例は市都市計画課(津屋崎庁舎) ☎0940・52・4956



素案の内容

計画・条例名	内容	担当課
第2期福津市障がい者計画(素案)	「第1期福津市障害者計画」策定からすでに7年以上が経過しているため、この間に障がい者に関連する法案の成立や改正が相次いで行われたり、障がい者の実態が計画策定当時と大きく乖離したりしているといった現状があります。 そこで、国が策定した「第3次障害者基本計画」の考え方を踏襲し、福津市が実施した「障がい者実態調査」の結果や福津市の障がい福祉サービスの支給状況を勘案しながら、障害者基本法第11条第3項の規定による「福津市障がい者計画」および障害者総合支援法第88条第1項の規定による「福津市障がい福祉計画」の策定を目指しています。	福祉課 (福間庁舎)
第4期福津市障がい福祉計画(素案)		
福津市子ども・子育て支援事業計画(素案)	本計画は、「福津市こどもの国基本構想」を継承する計画として、福津市の子どもと子育て支援策をとりまとめた内容になっています。 「福津市こどもの国基本構想後期計画(次世代育成支援行動計画)」の評価を行い、ニーズ調査の結果に基づいて福津市の現状と課題を整理するとともに、保護者のニーズ・福津市総合計画・国の指針を勘案して、「福津市子ども・子育て支援事業計画」の施策体系(基本理念・基本目標・基本施策など)を定めています。	子ども課 (福間庁舎)
福津市第7期高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案)	老人福祉法第20条の8および介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。 この計画は、平成27年度から平成29年度までの高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性を示すものです。	高齢者サービス課 (福間庁舎)
福津市屋外広告物条例(素案)	福津市では、平成26年3月に「福津市景観計画」を策定、同年4月に「福津市景観条例」を施行し、福津市らしい良好な景観づくりに取り組んでいます。 屋外広告物は、景観を形成する要素の一つであり、その表示または設置に際しては、周辺景観との調和はもとより安全性の確保という視点も重要となります。特に、市民や観光客の目に触れることの多い景観重点区域では、地域の景観特性に配慮した規模・数量・色彩とする必要があります。 そこで市では、福津市にしかない良好な景観を保全・形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、独自の屋外広告物条例を制定することとしました。	都市計画課 (津屋崎庁舎)

素案の閲覧場所

閲覧場所	閲覧時間	備考
市役所福間庁舎1階 情報コーナー	8:30～17:00	土・日曜日、祝日を除く
市役所津屋崎庁舎1階 ロビー	8:30～17:00	土・日曜日、祝日を除く
市文化会館(カメリアホール)1階 ロビー	10:00～17:00	2月2日・9日・16日・23日・3月2日を除く
ふくとぴあ1階 ロビー	8:30～17:00	2月14日・15日を除く
市中央公民館1階 ロビー	9:00～17:00	2月2日・9日・16日・23日・3月2日を除く
宮司コミュニティセンター ロビー	9:00～17:00	2月3日・10日・17日・24日を除く
市立図書館1階 ロビー	10:00～18:00	2月2日・9日・16日・23日・26日・3月2日を除く

※公式ホームページ(<http://www.city.fukutsu.lg.jp>)や担当課でもご覧いただけます。

※市内8カ所の郷づくり推進協議会事務所でも素案の閲覧のみできます。